

住生活基本法(案)を知っておこう



—1969年から幾度も論議されてきた「住宅」分野の基本法制がついに実現へ—

国土省が今年2月8日に国会に提出した「住生活基本法(案)」。

「住宅分野」で初となる基本法は、現在通常国会で審議中で、早ければ今年5月連休前後には成立する見通しとなっている。1969年にはその必要性が指摘され、それから40年近くもの間、論議が続けられてきた同法は、今年廃止される住宅建設計画法に変わり、今後の日本の住宅政策の基本となるだけに、各方面の期待は大きい。そこで、今回は成立間近の同法についてその概要を取り上げたいと思う。

◆ 住宅建設計画法の廃止

1966年(昭和41)に制定された住宅建設計画法は、長らく日本の住宅政策の基本となってきた。この法律が設けられた目的は、下表にあるように「住宅建設の総合的計画の策定とその適切な実施」であり、これに基づいて8期にわたる住宅建設5カ年計画が策定され、実施されてきた。同法は今年度で廃止され、今後の住宅政策は現在国会にて審議中の「住生活基本法」が担うこととなる。

◆ 住生活基本法(案)のポイント

- 量の供給から質の確保への転換
- 明確な理念の揭示
- 国・地方公共団体、民間住宅関連事業者の各責務を明文化
- 税制措置に関する国の対応に言及
- 関連する他省庁間の連携及び相互協力を明記

◆ 住生活基本法の概要を知る(住宅建設計画法とはここが違う)

	住宅建設計画法 1966-2006	住生活基本法(案) 国会にて審議中
目的	住宅の建設に関して、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図る。	住生活の安定確保と向上促進に関する施策について、基本的理念明らかにし、施策の基本となる事項を定めて、豊かな住生活を実現する。
理念		4つの理念 ・住生活の基盤となる良質な住宅の供給 ・自然や文化等の地域特性に配慮した良好な住環境の形成 ・民間活力や既存ストックの有効利用と住宅購入者の利益保護 ・低額所得者、高齢者、子育て家庭への居住の安定確保
責務	国及び地方公共団体の政策の策定、実施の努力義務。	・国と地方公共団体は、住生活の安定確保や向上促進に向けた施策の策定と実施、国民への啓蒙活動を行う。 ・住宅関連事業者は、設計・建設・販売そして管理の各段階において住宅の安全性確保と正確、適切な情報提供を行う。 ・国、公共団体、供給者、居住者等の関係者は、相互連携を基本とする。 ・政府は、住宅施策実施に必要な法制上、財政上、金融上の措置等を講ずる。
基本的施策		国、地方公共団体が策定すべき施策の基本事項 ・耐震改修、省エネ化等、住宅の品質や性能の維持向上、管理の合理化 ・住民福祉や利便施設整備、市街地の良好な景観や住環境の維持向上 ・適正な住宅関連情報の提供と性能表示制度普及等の市場整備 ・公営住宅、災害復興住宅、高齢者向け賃貸等の安定確保
基本計画	<p style="text-align: center;">住宅建設五箇年計画 5年間に供給する住宅建設の目標設定 (主に公営・公庫・公団住宅の建設事業の量)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地方住宅建設五箇年計画 (10の地方ごとに作成)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">都道府県住宅建設五箇年計画 5年間に供給する住宅建設の目標設定 (主に公営住宅の建設事業の量)</p>	<p style="text-align: center;">住生活基本計画</p> <p>政府は全国計画を、都道府県は全国計画に沿った都道府県計画を策定・向う10年を見通し、5年ごとに見直すアウトカム目標を設定</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">政府による全国計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間 ○基本的な方針 ○目標 ○達成のための必要事項 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">都道府県計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間 ○基本的な方針 ○目標 ○達成のための必要事項 ○期間内の公営住宅供給量 </div> </div> <p style="text-align: center;">計画の実施に際しては、国、都道府県、関係行政機関が相互に協力して取り組むものとする。</p>

